平成２４年（フ）第５４号
栃木県小山市中久喜３丁目６番10号
破産者　橋本　淳典
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１２８号
富山市大町296番地２、前住所富山市下大浦57番地
破産者　茶木美紀子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１７９号
愛知県愛西市須依町元屋敷26番地７
破産者　宇良たみ子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２０号
愛知県田原市中山町神明前221番地１
破産者　外村　吉男
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２５号
愛知県津島市東中地町２丁目23番地１　ソルレヴェンテ302号、従前の住所愛知県津島市常盤町３丁目１番地32
破産者　祖父江栄治
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９号
奈良県香芝市関屋北６丁目10―28、開始決定時の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目26番２号、住民票上の住所大阪市中央区南久宝寺町２丁目１番１号
破産者　前田　辰夫
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
大阪府岸和田市土生町２丁目27番７―1109号、開始決定時の住所大阪府岸和田市野田町１丁目８番９号
破産者　奥野松商店こと　奥野多津子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
大阪府岸和田市土生町２丁目27番７―1109号、開始決定時の住所大阪府岸和田市野田町１丁目８番９号
破産者　和田　優子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
大阪府岸和田市野田町２―１―12、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野7194番地ふぁみーゆ泉佐野610
破産者　成由創建こと　堀野　康成
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地６棟107号
破産者　小栗モータースこと　片平　彦也
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
兵庫県姫路市広畑区才1096番地１
破産者　藤井　　啓
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関1445番地１
破産者　久保　一夫
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第４４４号
広島市安佐南区長束４丁目19番18号
破産者　折出　廣昭
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
北海道網走郡大空町東藻琴121番地の39
破産者　川村　達也
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第６８１号
東京都大田区鵜の木３丁目31番17号、開始決定時の住所横浜市港南区上永谷６丁目16番19号
破産者　神谷　幸代
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４４号
神奈川県鎌倉市腰越1620番地４
破産者　角田　　昭
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の97
破産者　高村　稔宏
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係